お知らせ

10月1日は「浄化槽の日」です

この日は、浄化槽に関する制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。

浄化槽は、家庭から出る雑排水やし尿を処理し、キレイな水に戻してから川へ放流する設備です。使い方を誤ったり、維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭の発生を招くなど環境衛生の面からも好ましくありません。

美しい環境を未来へ残すため、適正な維持管理をお願いします。

問合せ　市民生活課環境整備係　TEL72-1111(内線325)

税務署でのご相談はご予約を

税務署での相談は、事前の予約をお願いします。

国税について面談による相談を希望される場合や相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等を予約いただいた上で、所轄の税務署において相談をお受けしております。

予約の際には、名前・住所・相談内容等をお伺いします。

問合せ　知覧税務署　TEL83-2411　※自動音声案内

マイナンバー(個人番号)の税務関係書類への記載について

税務署へご提出いただく税務関係書類については、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

問合せ　知覧税務署　TEL83-2411　※自動音声案内

巡回知的障害者更生相談の実施について

巡回知的障害者更生相談を次のとおり行います。ぜひご利用ください。

日時　11月11日(水)　午前10時～午後2時30分

場所　市民会館

相談対象者　18歳以上の方

相談内容

- 療育手帳＝療育手帳の取得に係る判定相談
- 職業＝就職相談及び職業安定所等への紹介に関すること
- その他＝療育手帳に関する福祉的援助等に関すること

※療育手帳の新規取得に関する相談については、対象者本人の出生から現在までの生育歴や病歴、就労歴等の聞き取りをしますので、詳しい方の同席をお願いします。なお、母子健康手帳や小・中学校・高等学校時代の通知表のある方は持参してください。

※相談には予約が必要です。

申込締切　10月9日(金)

問合せ・申込み　福祉課障害福祉係　TEL72-1111(内線471)

野鳥をはじめとする野生鳥獣の愛玩飼養について

県が策定した「鳥獣保護管理事業計画」では、野鳥をはじめとする野生鳥獣の愛玩飼養(ペットとして飼うこと)を目的とした捕獲許可を行っていません。

野鳥のうちメジロは平成24年4月1日から、ホオジロは平成19年4月1日から新たな捕獲許可を行っていませんが、それ以前に正規の手続きを行って飼養登録を受けている個体については、更新手続を行うことにより終生飼養が可能となります。ただし、現在、飼養登録を受けている個体が死亡した後は、新たな捕獲はできません。

野鳥をはじめとする野生鳥獣の捕獲等の行為は、鳥獣保護法違反となり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。無許可で野生鳥獣を捕獲し飼養している方がいましたら、直ちに放してください。

詳細については以下までお問い合わせください。

問合せ　県南薩地域振興局林務水産課林務係　TEL52-1335、農政課耕地林務係　TEL72-1111(内線314)

自営業・会社の社長さん・創業を目指す方へ

売上拡大・経営改善・商品開発など経営上の様々なお悩みの解決をお手伝いします。

◎市・よろず支援拠点合同枕崎市定期相談会

よろず支援拠点は、個人事業主・小規模事業者・中小企業の皆さんへの経営支援体制強化の為、国(中小企業庁)が全国47都道府県に各1カ所設置しており、多くの方にご利用いただいています。現在、県よろず支援拠点では、創業から経営改善まで、経営者の皆様のあらゆるご相談に対して専門家がチーム体制により、無料でアドバイス・支援を行い経営課題の解決をお手伝いしています。

ぜひこの機会に皆さんの課題解決にお役立てください。

初回日時　9月29日(火)　午前10時～午後4時(1事業者につき約1時間の相談)

場所　市民会館第2会議室

相談料　無料

問合せ・申込み　水産商工課商工振興係　TEL72-1111(内線421)

募集

高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業　登録団体

市では、近所の助け合いやボランティア活動などの「互助活動」を促進することで、高齢化社会に対応する地域づくりを目的として、グループが主体的に行う互助活動に対し、地域商品券に交換できるポイントを付与する「高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業」の登録団体を募集しています。

対象団体

- 市内に住所を有する者で構成されていること
- 構成員が3名以上であること
- 構成員の半数が65歳以上であること
- 代表者を定め、継続的に活動すること

対象活動　高齢者を支援する活動及び地域活性化の活動

- ボランティアのような、助け合いの活動(互助活動)が対象になります。
- 1回の活動(60分以上)で1ポイント(1000円)になります(1日1ポイントまで)。
- 高齢者による子育て支援(地域活性化の活動)を促進するため、子育て支援の活動を行った場合は、1回につき1ポイントを加算します(1日2ポイントまで)。さらに子ども食堂支援活動等を行った場合は、1ポイント加算します(1日3ポイントまで)。
- 1グループにつき最大で年間8万円分のポイントがもらえます。
- グループ員が、3名に満たなかった回、65歳以上の方がいなかった回は対象になりません。

※NPO法人、社会福祉法人、社団法人等の各種法人の活動・補助金を受け取っている活動は対象になりません。

登録申請　地域包括ケア推進課で登録申請を行います。登録の際、登録申請書とグループ名簿を提出してください。

問合せ・申込み　地域包括ケア推進課調整推進係　TEL72-1111(内線463)

読書感想文コンクール作品

読書に親しみ、家庭・学校・地域における読書を勧めるために、読書週間に読書感想文コンクールを実施します。

対象

- 小学校児童、中学校・高等学校の生徒、一般成人で、市内に居住している人
- 高等専門学校、大学の学生(保護者が市内に居住している人)

作品　読書感想文で、400字詰原稿用紙B4判とする。ただし、小学校低学年は400字でなくてもよい。

※一般の方はエッセイでも可

字数

- 小学校低学年＝800字以内
- 小学校中高学年＝1200字以内
- 中学校＝1600字以内
- 高等学校以上＝2000字以内

応募期間　9月8日(火)～10月9日(金)

提出先　作品は、小学校から高等学校までは各学校を通じて、審査委員が審査日に会場(南溟館)へ持参すること。高等専門学校生、大学生、一般成人は直接、市立図書館(南薩地域地場産業振興センター内2階)へ持参すること。

注意事項

- 作品は、本年4月から10月までのものとし(一般成人はこの限りでない)、他のコンクール、出版物等に応募し、またはこれから応募しようとする作品を除く。
- 作品は自筆とし、用紙の1行目に題名、次行に学校名、学年(一般成人は住所)、氏名を記入し、作品の最後の行に書籍名、著者名、出版社名を必ず記入すること。
- 対象図書は、教科書教材を除く。
- 作品を提出するときは、紙コヨリ等で必ずとじること。

出品点数　1人1点とし、小学校から高等学校までは、学校ごとに各学級2点以内。

表彰式

- 日時＝11月23日(月・祝)　午後1時30分～
- 場所＝南薩地域地場産業振興センター3階

※「ふれあい図書館まつり～読書講演会～」の中で行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、変更する場合があります。

その他

- 作品の著作権は、選出と同時に主催者に譲渡されます。
- 応募作品は、原則として返却はしません。
- 特選及び入選の作品は、文集「まくらざき」に掲載されます。
- 文集には、学校名、学年、氏名が掲載されます。

問合せ　市立図書館　TEL72-9254

市役所の人事異動

異動(8月11日付)

係長級

氏名　安楽直樹

新任　農政課特産振興係参事補

旧任　保健体育課国体推進係参事補

公園利用のみなさんへ

公園は、さまざまな人が利用します。他の利用者に迷惑がかからないよう、ルールとマナーを守り、快適に楽しく利用しましょう。

■ゴミのポイ捨て禁止

空き缶、紙くず、弁当がらなどは必ず持ち帰ってください。

■ゴルフ練習は禁止

公園内でゴルフの練習をすることは、周りにいる人に危険を及ぼしたり、周辺の住宅に飛び込んで大変迷惑をかける行為です。

■ペットについて

イヌの放し飼いをしないこととフンの後始末は、飼い主の基本的なマナーです。

■遊具での遊びについて

遊具での危険な遊びはやめましょう。また、幼児だけでの遊びはさせないで、保護者が同伴しましょう。

■公園内でハトやネコへの餌付け禁止

■バイクの乗り入れ禁止

■問合せ　建設課都市計画係　TEL72-1111(内線236)